

3. 保証債務

(1) [基本設例] 2000年1月14日、A株式会社は、取引先のX株式会社から、期間2年、利率年6%、利息は12等分して毎月月末払い、遅延損害金年利12%、という約定で、最初に4000万円の融資を受けた時、Aの代表取締役Y₁と専務取締役Y₂は、それぞれ「AのXに対する一切の取引上の債務について保証する」旨の本件保証契約をXとの間で締結した。本件保証契約書には、「連帯」の文字は見当たらず、存続期間や責任限度については、何の定めも置かれていなかった。また、同時にY₁は、当時の時価で1億円以上する自宅の土地・建物（あわせて甲不動産という）に、「AとXとの売買契約・金銭消費貸借契約から生じる一切の債権および手形・小切手債権」を被担保債権とする極度額6000万円の根抵当権をXのために設定し、Xは登記を備えた。この借入金債務は、元利とも合意どおり弁済された。その後も、Aは、Xから何度か買掛代金債務の支払猶予や事業の運転資金の融資を受けていた。

2004年2月2日の時点で、AX間の債権・債務は、次の1)～3)であった。

- 1) 2002年4月2日貸付、3000万円、期間2年、利率年6%、利息月末分割払い、遅延損害金年利12%
- 2) 2003年1月22日売買の代金債務の一部、2000万円、期間1年、利率年7%、元利一括返済、遅延損害金年利14%
- 3) 2003年7月25日売買の代金債務の一部、1000万円、期間1年、利率年7%、元利一括返済、遅延損害金年利14%

同日、事業拡大に積極的な経営方針をとろうとするY₁と対立したY₂は、本件保証契約についてとくに何の措置もおこなわないまま退社した。

同年3月1日付けでY₂の代わりとして専務取締役に就任したY₃は、同月4日、Xとの間で本件保証契約と同内容の保証契約を締結した。Y₃が就任要請に際してY₁から見せられたAの財務諸表には、虚偽の記載があり、すでにこの時点でAの財務状況は、先行きがかなり厳しいものとなっていたが、Y₃はそのような実態を知らなかった。

その後、Aは、Xからさらに融資を受けて事業を拡大した。上記1)～3)の債務はいずれも弁済され、同様に、何度も支払猶予や融資とその弁済が繰り返された。2006年2月末日、Aは事実上倒産し、2006年4月28日現在、Aには、めぼしい一般財産がほとんどない状態である。AX間には、次の4)・5)の債権・債務が存在する。

- 4) 2004年4月4日貸付、6000万円、期間2年、利率年6%、利息月末分割払い、遅延損害金年利12%（2006年2月・3月支払分の利息と元本が未払）
- 5) 2005年4月19日売買の代金債務の一部、3000万円、期間1年、利率年7%、元利一括返済、遅延損害金年利14%（未払）

(2) [変形設例] 基本設例と異なり、就任要請時にY₃がY₁から見せられたAの財務諸表に虚偽の記述はなかった。それ以外の点は、基本設例と共通であり、他に次のような事情があったものとする。

2006年1月11日、Aは、Xとの間で、代金1000万円を納品の3か月後に支払うとの約定で、機械部品乙を売る契約を結び、同月19日に、乙をXに引き渡した。

同年4月20日、2月末以降Y₁に対して経営責任を追及してきたXは、Y₁から、3000万円の支払を受けた。Y₁は、この一部弁済を行うとの事前の通知も、一部弁済を行ったとの事後の通知も、Y₂Y₃には行っていない。

Keypoints

- ① 保証債務と連帯保証債務の違い、及び、どういう場合に連帯保証債務となるのかを理解する。
- ② 無限定な根保証債務を制限して保証人の過酷な責任を免除・軽減する方法にはどのようなものがあるか(2004年の民法改正を含む)、を理解する。
- ③ 弁済につき、事前・事後の通知が必要となる理由や通知を懈怠した効果がどのようなものかを、一部弁済や相殺の抗弁との関係で理解する。

Questions

- (1) 基本設例について。
 - (a) Xが、Y₁に対して、9000万円と利息・損害金の支払を請求してきたのに対し、Y₁は、その支払を拒絶できるか。
 - (ア) XがY₁に対して保証債務の履行を求めるためには、どのような要件が備わる必要があるか。
 - (イ) Y₁は、その支払を拒絶したり、支払責任に限度があることを主張できないか。
 - (b) Xが、Y₂に対して、9000万円と利息・損害金の支払を請求してきたのに対し、Y₂は、その支払を拒絶できるか。
 - (c) Xが、Y₃に対して、9000万円と利息・損害金の支払を請求してきたのに対し、Y₃は、その支払を拒絶できるか。
- (2) 変形設例について、Xが、Y₃に対して、9000万円(6000万円の誤記ではない!)と利息・損害金の支払を請求してきたのに対し、Y₃は、その支払を拒絶したり、支払責任に限度があることを主張できないか。
- (3) 今回の設例に、2004年改正の民法の保証関係規定が適用されていたならば、どのような影響がでるか。

Checkpoints

問(1)に関して

- ①2000年1月14日に、A株式会社が、取引先のX株式会社から、4000万円の融資を受け

たことは、意味をもつか。

- ②同日、「AのXに対する一切の取引上の債務について保証する」としか書かれていない保証契約書で、Aの代表取締役Y₁と専務取締役Y₂がXとの間で保証契約を締結したことは、意味をもつか。
- ③同日、Y₁が、時価1億円以上する自己所有の甲不動産に、極度額6000万円の根抵当権を設定したことは、意味をもつか。
- ④①の借入金債務が元利とも合意どおり弁済されたことは、意味をもつか。
- ⑤その後も、Aは、Xから何度か買掛代金債務の支払猶予や事業の運転資金の融資を受け、2004年2月2日の時点で1)～3)の債権・債務があったことは、意味をもつか。
- ⑥1)～3)の債権・債務の内容は、意味をもつか。
- ⑦Y₂が退任・退社の際に、本件保証契約についてとくに何の措置もとらなかったことは、意味をもつか。
- ⑧同年3月1日付けでY₂の代わりとして専務取締役に就任したY₃が、同月4日、Xとの間で本件保証契約と同内容の保証契約を締結したことは、意味をもつか。
- ⑨Y₃が就任要請に際してY₁から見せられたAの財務諸表には、虚偽の記載があり、すでにこの時点でAの財務状況は、先行きがかなり厳しいものとなっていたが、Y₃がそのような実態を知らなかったことは、意味をもつか。
- ⑩1)～3)の債務はいずれも弁済され、同様に、何度も支払猶予や融資とその弁済が繰り返され、2006年4月28日現在、A X間に、4)・5)の債権・債務が存在することは、意味をもつか。
- ⑪2006年2月末日、Aは事実上倒産し、2006年4月28日現在、Aに、めぼしい一般財産がほとんどないことは、意味をもつか。

問(2)に関して

- ①4)・5)の債権・債務の内容は、意味をもつか。
- ②2006年1月11日、Aが、Xとの間で、代金1000万円を納品の3か月後に支払うとの約定で、機械部品乙を売る契約を結び、同月19日に、乙をXに引き渡したことは、意味をもつか。
- ③同年4月20日に、XがY₁から、3000万円の支払を受けたことは、意味をもつか。
- ④Y₁が、①の一部弁済を行うとの事前の通知も、一部弁済を行ったとの事後の通知も、Y₂Y₃に行っていないことは、意味をもつか。

Materials

1) 必読文献

□潮見『ブラックティス債権総論』421～439頁、447～478頁

2) 参考文献A

□司研『紛争類型別』36～38頁、42頁

□小久保孝雄「保証」鎌田ほか編『民事法Ⅱ』347頁

3) 参考文献B

□吉田徹＝筒井健夫編著『改正民法の解説：保証制度・現代語化』（商事法務、2005年）

4) **参考判例**

- ①最判平成6年12月6日判時1519号78頁
- ②最判平成14年7月11日判時1805号56頁